

1. 件 名:「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(伊方3号機(634))」
2. 日 時: 令和2年4月28日 14時00分～16時45分
3. 場 所: 原子力規制庁 9階C会議室
4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

山口安全管理調査官、仲管理官補佐、竹田上席安全審査官※

四国電力株式会社: 原子力本部 原子力部 運営グループリーダー※他5名※

## 5. 要旨

- (1) 四国電力から、令和元年10月16日に提出された、伊方発電所3号炉の保安規定変更認可申請(非常用ガスタービン発電機の設置)について、空冷式非常用発電装置及び非常用ガスタービン発電機の運転上の制限の考え方並びに非常用発電機の扱いについて、資料に基づき説明がなされた。
- (2) 原子力規制庁は、(1)の説明に対し、以下の主な点について確認等を行うとともに、今後これらの説明内容について引き続き確認することとした。
  - ・空冷式非常用発電装置及び非常用ガスタービン発電機の運転上の制限の項目の記載について整理し、説明すること。
  - ・現行の保安規定における空冷式非常用発電装置の所要数と「保安規定変更に係る基本方針(5.2-3)」のバックアップ分の考え方について、説明すること。
  - ・今回の申請において、空冷式非常用発電装置及び非常用ガスタービン発電機がバックアップ分と見なせる根拠を整理し、それが申請書に明示されていることを説明すること。
  - ・空冷式非常用発電装置の保守管理における点検の周期とその考え方を説明すること。
- (3) 四国電力株式会社より、了解した旨回答があった。

## 6. その他

資料:

- ・令和2年4月21日 伊方GTG保安規定ヒアリングコメント回答
- ・令和2年4月23日の伊方GTG保安規定コメント回答

以上